

奈情審第34号  
令和2年7月8日

奈良市教育長 様  
(審査庁担当課 教育部教育政策課)

奈良市情報公開審査会  
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和元年12月26日付け奈教政第66号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 行文第01-4号】

奈良市教育長 (処分庁担当課 教育部中央図書館) が行った令和元年6月28日付け奈教中図第14号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 4 6 号

諮問：行文第 0 1 - 4 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

奈良市教育長が、令和元年 6 月 2 8 日付け奈教中図第 1 4 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、事務分担表の臨時職員及び嘱託職員の職員番号を不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年 6 月 5 日付けで、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市教育長（以下「処分庁」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 奈良市立図書館 3 館の座席表（2 0 1 9 . 4 . 1 付け）
- (2) 奈良市立図書館 3 館の事務分掌（2 0 1 9 . 5 . 1 付）
- (3) 新規採用の嘱託職員、臨時職員それぞれの任用に関する文書  
臨時職員については平成 3 1 年 1 月 2 2 日決裁のもの  
嘱託職員については平成 3 0 年 6 月 2 7 日決裁のもの
- (4) 嘱託職員、臨時職員の異動に関する文書（2 0 1 9 . 4 . 1 付け）

#### 2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書（以下「本件行政文書」という。）として特定した。

- (1) 座席表
  - ア 平成 3 1 年 4 月 中央図書館座席表
  - イ 西部図書館
  - ウ 奈良市立北部図書館
- (2) 事務分担表（中央図書館、西部図書館及び北部図書館）
  - ア 様式 2 事務分担表（管理職用）
  - イ 様式 3 事務分担表（係用）
- (3) 嘱託職員の任用について（平成 3 0 年 6 月 2 7 日決裁）

- (4) 臨時職員の任用について（平成31年1月22日決裁）
- (5) 嘱託職員異動表、臨時職員異動表

### 3 処分庁の決定

処分庁は、本件行政文書について、次の理由で本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

#### (1) 2の(2)の行政文書について

「職員番号」については、当該職員に付与された番号であり、職員番号は単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、永久に付与されたものであり、かつ、職員の共済組合員証の番号と同じ番号で統一されており、当該個人の私事に関する情報であるため。また、「事務用割合」、「勤務時間割合」及び「職員別事務量」については、各所属、各職員に応じた業務に関する情報であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼす影響があり、加えて人事管理においても、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、条例第7条第2号に該当する。

#### (2) 2の(3)の行政文書について

次に掲げる理由により条例第7条第2号に該当する。

ア 起案裏面の「嘱託職員の住所」については、当該職員個人に関する情報であって、公にすることにより、当該職員個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため

イ 「平成30年度非常勤嘱託職員賃金算出基礎（事務）」のうち「氏名・住所」の欄の嘱託職員の住所、「基本報酬額」の欄（「合計」の項を除く）、「通勤手当」の欄（一部を除く）、「年額」の欄（「合計」の項を除く）及び欄外の記載については、当該職員個人に関する情報であって、公にすることにより、当該職員個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため。また、「基本報酬額」の欄、「通勤手当」の欄（一部を除く）、「年額」の欄及び欄外の記載については、職員の基本報酬額、通勤手当及び年額は、職員個人の収入等財産の状況が明らかとなる職員個人の私的な情報であって、市民等の要望に応じて公表が予定されている情報ということとはできないため

ウ 「平成30年度非常勤嘱託職員月別報酬額（事務）【学校】」のうち「基本報酬月額」、「通勤手当」、「小計」の欄及び「年額」の欄（「合計」の項を除く）については上記イと同様の理由による。

エ 「嘱託職員通勤手当支給一覧表（平成30年度）」のうち、「通勤手当」の欄の「7月」、「1月」及び「合計」の項の通勤手当金額については上記イと同様の理由による。

オ 「奈良市非常勤嘱託職員（図書館司書）選考申込書」のうち、「受検する

職種」、「受験番号」、「氏名」、「ふりがな」、顔写真、「職歴」及び「資格・免許等の名称」の欄の一部以外の部分については、当該職員個人に関する情報であって、個人の経歴、社会活動に関する情報であるため

カ 「司書資格証明書」のうち、契印の印影、文書番号、卒業年月、卒業専攻学科、本籍地及び生年月日、交付日、証明書の肩書、氏名、証明印の印影のうち、契印、文書番号、卒業年月、卒業専攻学科、証明者の肩書、氏名、証明印については上記オと同様の理由による。また、本籍地及び生年月日については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため

キ 「通勤届（嘱託職員用）」の「住所」の項、「通勤方法の別」の欄、「区間」の欄、「片道距離（概算）」の欄、「所要時間（概算）」の欄、「左欄の乗車券等の種類」の欄、「左欄の乗車券等の額」の欄、「総通勤距離（概算）総所要時間（概算）」の項並びに通勤経路の略図については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため

ク 「誓約書」の「住所」の項については上記キと同様の理由による。

ケ 「辞令（案）」の基本報酬月額については、職員の個人の収入等財産の状況が明らかとなる職員個人の私的な情報であって、市民等の要望に応じて公表が予定されている情報ということとはできないため

コ 定期運賃検索（マイ・テイキ）：JRおでかけネットの乗降駅名、経由駅名、定期代（1カ月、3カ月、6カ月）及び欄外のメモ書きについては上記キと同様の理由による。

サ 「（駅名）」から、「（駅名）」への乗り換え案内－Yahoo!路線情報の乗降駅名、発着時刻、片道運賃、乗車時間及び乗車距離については上記キと同様の理由による。

シ 「辞令」の基本報酬月額については、上記ケと同様の理由による。

(3) 2の(4)の行政文書について

次に掲げる理由により条例第7条第2号に該当する。

ア 起案裏面の「嘱託職員の住所」については上記(2)アと同様の理由による。

イ 2人分の「臨時職員任用（更新）書」の「現住所」の項、「電話番号」の項、「最終学校名」の項、「一箇月の勤務日数」の項、「変形労働時間制等」の項、「休憩時間」の項、「所定時間外労働の有無」の項、「休日労働」の項、「休日及び勤務日：非定例日」の項、「通勤手当日額」の項、「通勤距離及び方法」の項、「給料」の項、「その他：雇用保険の適用」の項及び「契約の更新の有無」の項については、「臨時職員任用（更新）書」に記載された内容

については、使用者と労働者一人一人の間で結ぶ賃金額、手当額、勤務条件などの雇用契約の内容であり個人の情報に該当する。この内容を公にすることは、個人の権利利益を害するおそれがあるため

ウ 「臨時職員任用通知書」における、「始業・終業の時刻等」の項、「休憩時間」の項、「所定時間外労働の有無」の項、「休日労働」の項、「休日及び勤務日：非定例日」の項、「給料」の項、「その他：雇用保険の適用」の項、「更新の有無」の項については上記イと同様の理由による。

エ 「履歴書」の本人の氏名、ふりがな、顔写真、資格：図書館司書資格以外の部分については上記(2)オと同様の理由による。

オ 「司書資格証明書」のうち、文書番号、契印の印影、卒業年月、卒業学部学科、氏名（旧姓）、生年月日、交付日、証明者の肩書、氏名及び証明印の印影については上記(2)カと同様の理由による。

カ 「通勤届」の「住所」の項、「通勤方法」の欄、「区間」の欄、「普通運賃」の欄、「通勤方法」の項、「通勤手当額」の項並びに通勤経路の略図については上記(2)キと同様の理由による。

キ 「誓約書」の「住所」の項については上記(2)キと同様の理由による。

ク 「別紙 予算措置」の新規任用、日数増分及び計の項目については上記(2)ケと同様の理由による。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年9月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市教育長（以下「審査庁」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

- (1) 事務分担表のうち、「様式1 人員総括表」の開示決定をする。
- (2) 事務分担表のうち、臨時職員及び嘱託職員の職員番号、事務用割合、勤務時間割合、職員別事務量の項の開示決定を取り消す。
- (3) 臨時職員任用（更新）書のうち、変形労働時間制等（始業、終業時刻を含む。）、休憩時間、所定時間外労働の有無、休日労働、日給、雇用保険の適用、契約の更新の有無の項の開示決定を取り消す。
- (4) 臨時職員任用通知書のうち、変形労働時間制等（始業、終業の時刻）、休憩時間、所定時間外労働の有無、休日労働、日給の項の開示決定を取り消す。
- (5) 事務分担表のうち、事務量割合、事務量割合合計の開示決定を取り消す。

- (6) 臨時職員任用通知書のうち、条例に基づく給与支払時の控除、昇給、賞与、退職金の項の不開示を取り消す。

## 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

### ア 事務分担表について

- (ア) 様式1～3で一体のものであるため。
- (イ) 条例第2条第2号本文の行政文書の定義、条例第5条第1項の開示請求権に係る規定及び条例第6条第1項第2号の開示請求の手續に係る規定から、開示請求の対象は「情報」ではなく、「行政文書」であるべきである。
- (ウ) したがって、開示請求の件名として「奈良市立図書館3館の事務分掌(2019.5.1付け)」と記録されている情報の面から行政文書の特定を求めた場合であっても、当該行政文書のうち、その情報が記録されている部分のみが開示の対象となるものではなく、当該行政文書全体がその対象となるべきである(最高裁平13(行ヒ)263号)。
- (エ) 「令和元年度事務分担表記載要領」により、事務分担表として、「① 様式1 人員総括表」、「② 様式2 事務分担表(管理職用)」、「③ 様式3 事務分担表(係用)」の3様式を作成することになっており、「様式3 事務分担表(係用)」の書式からも、これら3様式は一体のものとして作成された事務分担表と解される。
- (オ) 審査請求人は、本件開示請求の時点では、事務分担表がどのような文書であるか知らず、処分庁の教示のまま本件開示請求をしたが、本件処分において、事務分担表のうち、様式2と様式3しかないのを不審に思い、別途「令和元年度事務分担表記載要領」を開示請求し、様式1の存在を確認した。

### イ 臨時職員及び嘱託職員の職員番号について

- (ア) 「令和元年度事務分担表記載要領」では、「様式2 事務分担表(管理職用)」・「様式3 事務分担表(係用)」の非常勤嘱託職員、臨時職員、パートタイム職員の職員番号は空欄とするよう記載されているところ、中央図書館、西部図書館の臨時職員及び嘱託職員の職員番号欄は空欄であるが、北部図書館だけは黒塗りとなっている。
- (イ) これは、処分庁の説明では、臨時職員及び嘱託職員の個人情報と紐付けされた職員番号はないとのことであった。そうすると、そもそもこの部分が不開示なのはおかしいから、仮に職員番号があるととしても、正規

職員と異なる単なる電子計算システム上の番号であると考え、条例第7条第2号に該当しない。

- (ウ) 本件処分に係る決定通知書の不開示理由や弁明書等で、当該番号は、個々の嘱託職員及び臨時職員を識別するために当該職員に付与された固有の番号であり、単なる電子計算上の番号でなく、当該個人の私事に密接に関連する情報として条例第7条第2号に該当すると主張しているが、主張の根拠たる事実が立証されていない。

ウ 事務用割合、勤務時間割合、職員別事務量について

- (ア) 事務用割合、勤務時間割合、職員別事務量は、条例第7条第2号の個人に関する情報であるが、誰がどの仕事を主にしているかを示す、同号ただし書ウの公務員等の職務遂行の内容に係る情報であるから、不開示情報ではない。

- (イ) 開示することができない理由欄の記載は、条例第7条第2号に係るものではないから、理由提示に不備があり取消しは免れない。仮に適用条例に誤記があるとしても、これらの職務遂行の内容に係る情報を公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な影響も、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす具体的なおそれも認められない。

- (ウ) 事務分担表に事務用割合という項目はなく、あるのは事務量割合である。

エ 臨時職員任用（更新）書について

変形労働時間制等（始業、終業時刻を含む）、休憩時間、所定時間外労働の有無、休日労働、日給、雇用保険の適用、契約更新の有無は、個人に関する情報であっても、奈良市のホームページやハローワークの求人票で公になっており、条例第7条第2号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し不開示情報ではない。

オ 臨時職員任用通知書について

変形労働時間制等（始業、終業の時刻）、休憩時間、所定時間外労働の有無、休日労働、日給は、個人に関する情報であっても、奈良市のホームページやハローワークの求人票で公になっており、条例第7条第2号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し不開示情報ではない。

カ 事務分担表のうち、事務量割合、事務量割合合計について

本件処分に係る決定通知書では不開示となっていないから、黒塗りするのは妥当でなく、理由提示に不備がある。また、(3)と同様の理由で、条例第

7条第2号、第6号に該当しない。

キ 臨時職員任用通知書のうち、条例に基づく給与支払時の控除、昇給、賞与、退職金について

本件処分に係る決定通知書では不開示となっていないから、黒塗りするのは妥当でなく、理由提示に不備があり、取消しは免れない。また、条例に基づく給与支払時の控除は法令の規定によるものであり、昇給、賞与、退職金の有無は求人票等で公にされるもので、条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報ではない。

(2) (1)のアからキまでのほか、当審査会に提出された意見書で、本件審査請求における手続について次のように主張している。

ア 本件審査請求における処分庁及び審査庁はともに「奈良市教育委員会教育長」で同一であるが、審査庁が審査請求人あてに送付した令和元年11月6日付け奈教政第60号「弁明書の送付及び反論書等の提出について」等の文書に、処分庁及び審査庁をそれぞれ担当する課名の記載があり、それらが処分庁及び審査庁として手続を進めている。

イ 本件審査請求に係る令和元年9月25日から同年12月24日までの経緯及び同年12月27日以降の経緯において、審査庁は、処分庁が弁明書を作成したら速やかに審査会に諮問しなければならないところ、意図的に遅らせ、審査会の答申を得ないで本件処分を取り消し、及び再処分により審査請求を不適法にするのは、はなはだ不適切である。

ウ 令和元年12月27日付けで到達した令和元年12月26日付け奈教政第67号審査会諮問通知書に添付された別紙「4 諮問の理由」に記載された一部の事実は存在しない。

エ 本件審査請求における処分庁及び審査庁はともに「奈良市教育委員会教育長」で同一であるから、同一の審査庁と処分庁内で行政不服審査法による弁明書のやり取りをするのではなく、審査庁(=処分庁)から自ら作成した弁明書を添付して審査会に諮問することとなる。

オ 本件審査請求において、(2)のアのように手続を進めているのは、奈良市情報公開条例に係る事務取扱基準及び解釈運用基準において、担当課と審査庁(処分庁)の混同があり、処分庁、審査庁の明確な記載がなく、処分庁及び審査庁が同一の場合の手続が欠けていることにある。事務取扱基準及び解釈運用基準において処分庁及び審査庁の正確な定義をし、処分庁及び審査庁が同一の場合の手続を記載すべきである。

#### 第4 処分庁の説明の要旨



弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由及び審査請求人の主張に対する弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 「第3 審査請求人の主張の要旨」の「1 審査請求の趣旨」の(1)について審査請求人の主張を認容し、事務分担表の「様式1 人員総括表」を開示決定する。
- 2 「第3 審査請求人の主張の要旨」の「1 審査請求の趣旨」の(2)について  
(1) 審査請求人の主張のうち、事務分担表の臨時職員及び嘱託職員の職員番号については、個々の臨時職員及び嘱託職員を識別するために当該職員に付与された固有の番号であり、単なる電子計算上の番号ではなく、人事管理上の必要性から当該職員に付与された固有の番号としての性格を有しており、当該個人の私事に密接に関連する情報として条例第7条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。  
(2) (1)以外の事務量割合、勤務時間割合及び職員別事務量の項については、審査請求人の主張を認容し、不開示決定を取り消す。
- 3 「第3 審査請求人の主張の要旨」の「1 審査請求の趣旨」の(3)について審査請求人の主張を認容し、臨時職員任用（更新）書のうち、変形労働時間制等（始業、終業時刻を含む。）、休憩時間、所定時間外労働の有無、休日労働、日給、雇用保険の適用、契約の更新の有無の項の不開示決定を取り消す。
- 4 「第3 審査請求人の主張の要旨」の「1 審査請求の趣旨」の(4)について審査請求人の主張を認容し、臨時職員任用通知書のうち、変形労働時間制等（始業、終業の時刻）、休憩時間、所定時間外労働の有無、休日労働及び日給の項の不開示決定を取り消す。
- 5 「第3 審査請求人の主張の要旨」の「1 審査請求の趣旨」の(5)について審査請求人の主張を認容し、事務分担表のうち、事務量割合及び事務量割合合計の不開示決定を取り消す。
- 6 「第3 審査請求人の主張の要旨」の「1 審査請求の趣旨」の(6)について審査請求人の主張を認容し、臨時職員任用通知書のうち、条例に基づく給与支払時の控除、昇給、賞与及び退職金の項の不開示を取り消す。

## 第5 審査会の判断

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、「第3 審査請求人の主張の要旨」の「1 審査請求の趣旨」の審査請求人が求めている主張に対し、処分庁は、「第4 処分庁の説明の要旨」のとおり、事務分担表の臨時職員及び嘱託職員の職員番号については、条例第7条第2号に該当し不開示が妥当であると弁明し、事務分担表の臨時職員及び嘱託職員の職員番号以外の審査請求人の主張

については、すべてを認容している。

したがって、当審査会は、事務分担表の臨時職員及び嘱託職員の職員番号（以下「本件職員番号」という。）に限定して審査した。

1 本件行政文書について

当審査会が、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書のうち、北部図書館の事務分担表の「様式3 事務分担表（係用）」に本件職員番号が記録されていることを確認した。

2 本件行政文書の不開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

なお、同号本文に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、関係者等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

また、同号本文は、特定の個人を識別することはできない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものも個人に関する情報の不開示情報の要件としており、例として、個人の人格、内心若しくは心身状態に関する情報、基礎年金番号のような不正利用被害のおそれのある番号等の情報又は個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報が考えられる。

このほか、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定

している。

(2) 本件職員番号の条例第7条第2号該当性について

当審査会が処分庁に確認したところ、本件職員番号は、本市職員の勤務記録等の情報管理を効率的に行うために、職員固有の番号として付番したものであることに加えて、職員の個人情報の管理にも使用されているとのことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件職員番号は、同号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、ただし書イの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

さらに、本件職員番号は、上述のとおり、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用する情報であるから、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、当該職員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウにも該当しないと判断する。

(3) 以上のことから、処分庁が本件処分において、本件職員番号を条例第7条第2号に該当し不開示としたことは妥当である。

3 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和元年12月26日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年 4月15日	令和2年度第1回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和2年 6月 3日	令和2年度第2回審査会 事案の審議を行った。

令和2年 6月23日	令和2年度第3回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和2年 7月 8日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法科大学院教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	

（令和2年6月23日現在）

前委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
佐野 隆	帝塚山大学教授	前会長 （令和2年3月31日退任）
藤次 芳枝	弁護士	前会長職務代理者 （令和2年3月31日退任）